

玄亭、別墅を四序閣といひ、詩を好んだ。

コホリナホカク 郡直方 彌三兵衛と稱し、正徳四年二月七日役料百石を賜はり、寺社奉行支配春嶺院御附を命ぜらる。其の子勝左衛門の時寶曆八年改易せられた。

コホリノヨリ 郡信順 通稱喜太郎 勝左衛門。享保十六年父彌三兵衛直方の遺知二百五十石を襲ぎ、延享四年大小將に列したが、江戸大銀奉行勤務中不埒の所行あるを以て、寶曆八年十月廿七日知行を召放された。

コホリハマ 郡濱 珠洲郡南方内の小字。

コホリブギヨウ 郡奉行 ↓オコホリブギヨウ 御郡奉行。

コホロギバシ 螺蟻橋 江沼郡山中温泉から南五〇〇米で山中川が奇岩怪石の間を通る所に架る。卯辰集所載楚常の句に『山中かうろぎばしにて、秋の日や猿一つれの山のはし』と見え、江沼志稿に、長さ十間幅六尺五寸高六間四尺。板橋のはね橋である。山中・下谷二領の間大内越の道にあると記する。

ゴホンマツ 五本松 金澤卯辰山陞利支天堂前なる巨大の老松で、五幹に分かれて居たが、明治中山崖の崩壊によつて倒れた。

ゴマイマチ 五枚町 金澤の舊町名。元祿九年の地子町肝煎裁許附に五枚町の名が既に見える。金澤事蹟必録には地子銀の額が五枚であつたからの稱とするが、金澤古蹟志はそれをこの町に在つた豆腐座の運上だとしてゐる。明治四年四月この町名を廢して、十三間町に合併した。

コマガネ 小間銀 ↓ハヒフキギン 灰吹銀。

コマガヘリ 駒歸 石川郡犀川庄に屬する

部落。

コマキ 小牧 鹿島郡熊木院に屬する部落。能登名跡志に、『家數百軒計、入江の縁にある村也。云々。此村より中島へ越る一里の峠也。高茂山といひ、奥深く宮木山へつゞけり。昔は此所牧野の駒ありて、小牧の名あり。』と記する。

コマゴメテイ 駒込邸 明暦三年加賀藩は江戸牛込邸六萬歩を幕府に納め、之が代地の一部として駒込邸四萬歩を受けて中屋敷とした。その面積は四萬八千九百五十四歩で、内八千九百五十四歩は年貢地であつた。後この邸の背面に接する板倉内膳・溝口金十郎及び天澤寺領の地を抱屋敷としたから、初陽の地を併せて七八萬歩に及んだ。延寶七年二月加賀藩はまた平尾邸を賜はり、之が代領として駒込邸の一部二萬歩を幕府に納れたが、幕府は之を百姓地としたので、藩は改めて百姓より四萬歩を地子地として借入れた。天和二年十二月廿八日駒込邸は筋造の上屋敷・本郷の下屋敷と共に災に罹つたが、前田綱紀は假館をこゝに營ませ、諸公女と共に住んだ。三年春平尾の邸地を増賜せられるに及び、又駒込邸の内一萬七千三百餘歩を幕府に收め、その地柳澤吉保の有に歸したが、同時に駒込邸の東方に代地を受け、無年貢地の面積凡べて二萬百六十歩となつた。この年三月廿一日本郷邸を上屋敷とし、平尾邸を下屋敷と改めたが、駒込邸は依然として中屋敷であつた。貞享四年九月十九日綱紀本郷邸に移り、元祿八年四月廿三日幕府は駒込邸の地子地四萬歩を亦柳澤吉保に讓渡せしめたが、餘は悉く傳へて明治に及んだ。その面積無年貢地・地子地

を併せ、凡べて五萬八千九百五十四歩を算した。藩末に至つて巢鴨中屋敷といふも亦これ、明治二年の届に二萬六百六坪とあるのは、その無年貢の地のみを算したものである。明治元年十二月から抱屋敷となり、四年二月十一日土地を命ぜられた。

コマサキホ 駒前保 羽咋郡に在つた。承久三年注進の能登國田數目録に『駒前保、六町、建曆二年檢口定』と記するが、その位置は明らかでない。

コマシ 古麻志 珠洲郡經念・古藪・中田・火宮・向延武・國兼・内山・大坊・中の十部落の惣稱であるが、今經念の散村に胡橋といふ所があるから、多く經念をさして古麻志といふて居る。胡橋の名はその部落の入口に懸る小橋から起り、古麻志橋の省略であらう。かの十部落を古麻志といふは、古麻志比古神社の産土であるからである。

コマシヒコジンジャ 古麻志比古神社 珠洲郡經念に鎮座する。式内等舊社記に、『古麻志比古神社。式内一座。若山郷經念村地内胡麻志山鎮座。稱古麻志明神。或云一宮氣多明神。經念等十村之總社也。』と見える。當社春秋の祭禮は二月・九月に行はれて、それを玉昇といふて居る。

コマジンノライチヨウ 高麗人の來朝

(一)江沼臣の告發―加賀・能登の地は海を隔て、大陸に對するが故に、外人の來航したと少なくないが、その最も早きは國造時代に高麗人の越に濱着したと記される史實である。この爲に地方に小波瀾を起したらしく、日本書紀欽明天皇三十一年四月に、『越人江沼臣裙代京に詣り奏して曰く、高麗の使人風浪に

苦辛し、迷うて浦津を失ひ、水に任せて漂流し、忽ち著岸に到る。郡司隠匿す、故に臣顯はし奏す。』とある。こは高麗の使人が貢物を齎して來著したるに、郡司之を横奪せんとして、朝廷に奏しなかつたので、その郡司といふは、垂仁紀に郡公、雄略紀に郡司とあるに同じく、村邑の首長である。而してこの郡司は紀の後文によると道君であつたことが知られ、告發者は江沼臣裙代であるから、この事件は賀我・江沼二國を舞臺として起つたものである。是に於いて天皇は『朕帝業を承くる若干年、高麗路に迷ひて始めて越の岸に到れり。漂溺に苦めりといへども、尙性命を全うせしは、豈微猷の廣被して至徳魏々たり、仁化傍通して洪恩濇々たる者に非ずや。有司宜しく山城國相樂郡に於いて館を起して淨治し、厚く相資養せよ』との優詔を下し給ひ、同月東漢直稚兒・葛城直難波を遣はして高麗の使人を迎へしめ、五月又膳臣傾子を派して宿禰の子孫で、矢張り同天皇から出たものであるが、前者は賀我國を本貫とし、後者は江沼國を本貫とするが故に、同族互に勢力を争うてこの告發があるに至つたのだらう。

(二)高麗に關する異説―欽明紀に見える高麗は、韓半島のそれではなく、肅慎を指したものであるとする前人の論がある。半島の高麗は前代にも、欽明朝元年及び廿三年にも屢來往があるから、天皇の詔に高麗始めて到ると宣ふ道理がないといふのである。しかし詳かに文意を按ずるに、この始の字は越の岸に到